

ニュージーランドの利下げと今後の見通し

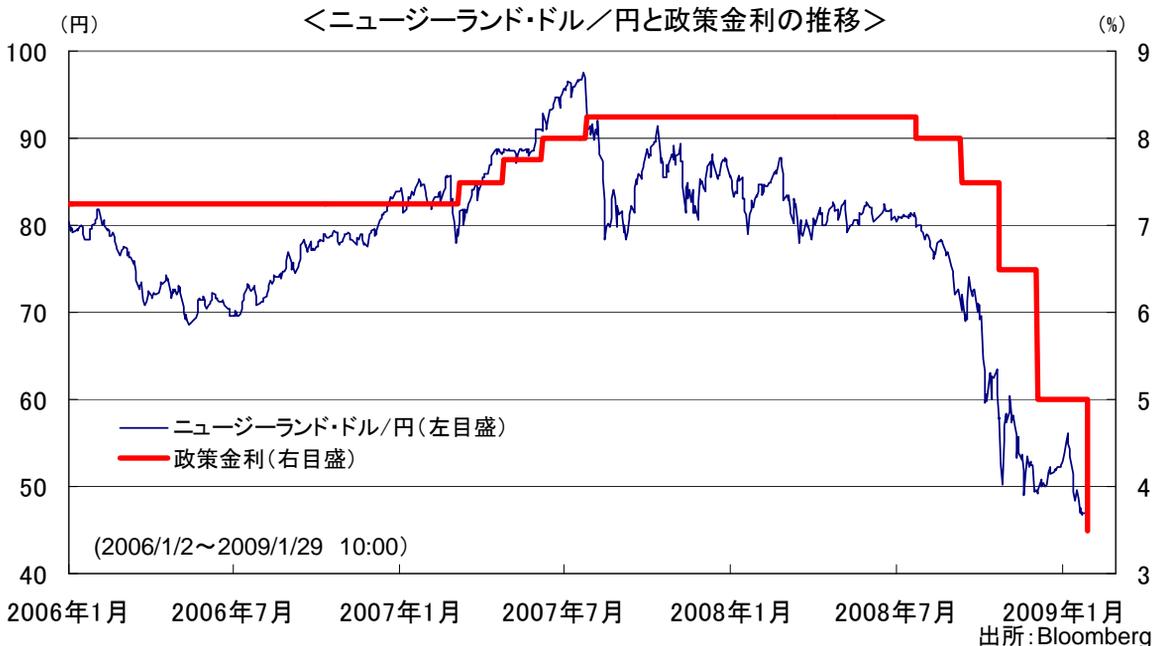
情報提供資料

<利下げ>

1月29日、ニュージーランド準備銀行は1.50%の利下げを実施し、政策金利を5.00%から3.50%に引下げました。市場では1.00%の利下げ予想が大勢を占めていたため、今回の利下げ幅は市場の予想をやや上回る結果でした。今回の大幅利下げの背景について、「世界経済はリセッション状態にあり、今後の成長見通しも12月の金融政策報告の時点から著しく悪化した」、「世界的にかなりの景気刺激策が取られており、今後の回復を下支えすると見ているものの、回復の時期と力強さについては著しい不確実性が残る」として、世界の景気見通しの落ち込みと不確実性が今回の大幅利下げ決定の主要因であると説明しました。他方、物価については、前回の声明文にあった「国内要因に起因する物価が高止まりしていることをいまだ懸念している」という文面が削除されていることから、物価上昇圧力の緩和に自信が強まったことを示唆しました。今回の利下げを含め、ニュージーランド準備銀行は2008年7月0.25%、9月0.50%、10月1.00%、12月1.50%、今回1.50%と通算4.75%の利下げを実施したことになります。

<見通し>

2008年12月に発表された第3四半期GDPが前期比▲0.4%と3四半期連続でマイナスとなるなど、依然景気後退局面にあるニュージーランドですが、通貨安と財政政策による企業や家計の消費促進効果に加え、2008年7月からの累積4.75%の利下げ効果が経済成長にプラスに働くと見えています。今回の声明文では、今後の追加利下げについて、利下げ幅が今までよりも小さくなるであろうと具体的に述べられたことから、今後はこれまでの利下げ効果などを見極めながら、慎重なスタンスでの利下げが行われるものと考えられます。ニュージーランド・ドルについては世界的な景気先行き不透明感により、不安定な展開がしばらく続くと予想されます。しかし、これまでの積極的な金融・財政政策の効果が期待されることから、世界的に金融市場が落ち着きを取り戻し、投資家のリスク回避姿勢が緩和されれば、ニュージーランド・ドルも落ち着いてくると考えております。



■当資料は情報提供を目的として大和住銀投信投資顧問が作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■当資料は各種の信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料に記載されている今後の見通し・コメントは、作成日現在のものであり、事前の予告なしに将来変更される場合があります。■当資料内の運用実績等に関するグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。■当資料内のいかなる内容も、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。



大和住銀投信投資顧問

Daiwa SB Investments

大和住銀投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第353号
加入協会 (社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。こうした銘柄については、外国証券内容説明書をご覧ください。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、社団法人 金融先物取引業協会